0901

一般社団法人日本原子力学会

支部規程

2019年9月30日　第3回理事会承認

（目的）

第１条　本規程は，一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）定款細則第７条ならびに組織規程（0103）第４条に基づき設置された支部の組織・運営にかかる基本的な事項を定めることを目的とする。

（支部の範囲）

第２条　支部は組織規程第４条で規定する地域を各々の支部の活動範囲とする。

２　支部は必要に応じ支局を設置することができる。支局の設置は支部大会で決定する。

（支部の設置目的）

第３条　各支部における支部会員相互の研鑽，情報交換，連絡調整を通じて，各支部の活動範囲において定款第３条に定める本会の目的を達成する。

（支部会員）

第４条　各支部の活動範囲内に住居・勤務先・通学先を有する会員を支部会員とする。

２　住居所在地と勤務先あるいは通学先所在地が異なる支部地域に存在する会員は，所属する支部を選択できるものとする。

（事業）

第５条　支部は，第３条の目的を達成するため，定款第４条の定めるところにしたがい，講演会，講習会，見学会等を開催するほか，支部活動あるいは本会活動に貢献のあった会員等を表彰することができる。

２　支部は，本会の活動の趣旨に沿う場合において，本会以外の組織と講演会等を共催する，あるいは，本会以外の組織が主催する事業を後援することができる。

３　支部は，本規程にもとづいて，各々の支部の運営に必要な規約を定める。

（支部事務所）

第６条　支部は，第２条で定める活動範囲内に事務所を設ける。

（支部幹事）

第７条　支部に，支部長1名を含む若干名の支部幹事を置き，支部幹事会を構成する。そのうち，1名は会計担当幹事とする。また，原則として1名以上の副支部長を置く。

２　幹事の総数については，各支部において定める。

３　支部幹事は支部大会において当該支部会員の中から選任し，その任期は原則として2年とする。ただし，再任は妨げない。支部幹事が任期中に辞任を申し出た場合の補充の方法については，各支部において定める。ただし，補充で選任された幹事の任期は前任者の任期を引き継ぐものとする。

４　支部長は，会長が委嘱する。

（支部長，副支部長，支部幹事の任務）

第８条　支部長は支部を代表し会務を総括する。副支部長は支部長を補佐し，必要に応じて支部長の任務を代行する。副支部長を設けない場合は，あらかじめ支部長代行者を指名する。

２　会計担当幹事は，支部における予算およびその執行を統括する。

３　その他の支部幹事は会務を処理する。

（支部幹事会）

第９条　支部幹事会は，支部大会付議事項，支部大会決議の執行に関する事項など，第３条の目的達成に必要な事項を審議し決定する。

２　支部幹事会の運営に関する事項は各支部において定める。

（小委員会等）

第10条　第３条の目的達成のため，必要に応じ，小委員会，ワーキンググループ等の下部組織を設けることができる。下部組織の設置，運営規則等は支部幹事会で決定する。

（支部大会）

第11条　支部大会は，年1回および必要に応じて支部長が招集し，支部幹事の選任，事業および収支に関する重要事項を審議し決定する。

２　支部大会は1ヶ月以上前に学会誌，書面，あるいはメール等により，支部会員に議題とともに十分周知したうえで，支部幹事の過半数および支部会員の出席をもって開催する。

３　各支部においてあらかじめ定めた場合は，書面あるいは電子メールにより当該議事について意思を表示することもできるものとする。

（議事）

第12条　支部大会の議事は，出席者の過半数をもって議決する。

（顧問）

第13条　支部に，顧問若干名を置くことができる。顧問は支部の活動に助言を与えることを任務とするが，特別の権限は有しない。顧問は支部幹事会の推薦により支部大会で選任する。

（支部経費）

第14条　支部の経費は学会本部よりの交付金，支部主催行事による収入，支部が発効する刊行物の売上，その他の収入をもってこれに充てる。

２　支出については，本部が定める諸規則に基づくものとし，原則として，その都度学会事務局から支払う。

（改定）

第15条　本規程の改定は，総務財務委員会が起案し，理事会の承認を得るものとする。

附則

１　平成28年5月24日　第8回理事会制定，同日施行

２　改定履歴

　①2019年9月13日　第1回支部協議委員会起案，2019年9月30日　第3回理事会承認

附則

　本規程に基づいて制定されている各支部の規約において、支部会員の資格を定める条文中の「住居あるいは勤務先を有する会員」という文言は，各支部において本規程の改定を受けた規約の改定が行われるまでの間，「住居・勤務先・通学先を有する会員」と読み替えるものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　附則

１　2019年9月30日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。